

砥部町一般競争入札実施要領

平成 20 年 3 月 14 日

砥部町告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町が発注する建設工事の入札、契約における透明性、競争性及び公平性を確保するため、一般競争入札に関し砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 一般競争入札の対象とする建設工事は、設計金額 3, 0 0 0 万円以上のものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加者の資格)

第 3 条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 砥部町入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 砥部町建設工事指名停止処分規程（平成 17 年砥部町告示第 44 号）に基づく指名停止期間中
にない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当
しない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法
（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生
法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているも
のを除く。）
- (5) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者

(公表)

第 4 条 一般競争入札の公告内容については、砥部町のホームページ及び入札担当課において公表する。

(入札の申込み)

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格審査
申請書（様式第 1 号）に、入札参加資格審査資料（様式第 2 号及び様式第 3 号）を添付し、所定の期日
までに入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加要件の審査及び通知)

第 6 条 町長は、前条の規定により入札参加の申込みを行った者について、当該入札参加資格の有無を
審査し、その結果を入札参加資格審査通知書（様式第 4 号）により入札参加者に通知しなければならない。
い。

(設計図書の販売等)

第 7 条 入札参加申込者に対する対象工事の仕様書、図面及び金抜設計書（以下「設計図書等」という。）
の販売は、当該入札を公告した日から入札申込み締切日までの間、町が指定した販売店の営業時間に行
う。

2 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質疑応答書（様式第5号）をもって質問することができる。

3 町長は、前項の質問に対して質疑応答書をもって回答する。

（入札の執行延期等）

第8条 次の各号いずれかに該当するときは、入札を延期し、中止し又は取り消すものとする。その場合、入札参加者が損失を受けた場合においては、町は賠償の責を負わない。

（1）天災その他やむを得ない理由がある場合

（2）不正行為が認められる等明らかに競争の実効性がないと認められるとき。

（3）入札参加者が2者未満の場合

（4）入札参加資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者が入札を行った場合

（5）入札に関する条件に違反した者又は入札時点において入札参加資格を失っている者が入札を行った場合

（落札者の決定）

第9条 落札者の決定は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）落札者は、予定価格以下で、かつ低入札価格調査基準価格を下回らない最低の価格をもって入札した者又は低入札価格調査基準価格を下回った者のうち、低入札価格調査により、砥部町入札、契約審査委員会が適正な入札価格であると判断した最低の価格をもって入札した者とする。

（2）落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

（3）総合評価落札方式競争入札による落札者の決定方法は、別に定める。

（その他）

第10条 入札案件についての現場での説明は、行わない。

2 町長は、入札参加者から提出された書類（以下「資料等」という。）について、特に必要があると認めるときは、説明を求めることができる。

3 資料等の作成にかかる費用は、当該資料等の提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。

4 町長は、当該資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

5 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期間）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（砥部町一般競争入札実施の試行に関する要領の廃止）

2 砥部町一般競争入札実施の試行に関する要領（平成18年砥部町告示第9号）は廃止する。

附 則（平成23年2月4日告示第5号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日告示第118号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年6月11日告示第102号）

この告示は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 2 日告示第 84 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 4 日告示第 147 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日告示第 22 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者

住 所

会 社 名

代 表 者

印

年 月 日付で入札公告のありました 工事の入札に参加
する資格について審査して下さるよう次の資料を添えて申請します。

なお、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

様式第2号（第5条関係）

入札参加資格審査資料
（施 工 実 績）

会社名： _____

工 事 経 験	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 から 年 月
	受注形態等	(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

(注)

- 1 受注形態等については、「単体」、「共同企業体」のいずれかを記入し、共同企業体の場合は出資比率を記入すること。
- 2 工事経験を証明するものとして、(財)日本建設情報総合センターの「工事情報システム(CORINS)」による竣工時工事カルテの写しを添付すること。また、竣工時工事カルテを添付することができない場合には、契約書の写しまたは施工証明書を添付すること。

(いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の内容が確認できるものであること。これら
の方法で確認できない場合は、設計書及び仕様書等も併せて添付すること。)

様式第3号（第5条関係）

入札参加資格審査資料
（配置予定の技術者の資格・工事経験）

会社名： _____

技術者の氏名		
法令による免許		
工事 経験	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 から 年 月
	従事役職	
工事概要等		

（注）

- 1 法令による免許については、当該資格を証する書類（写し）を添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。
- 2 工事経験については、他の会社などで従事していた経験を含みます。
- 3 従事役職については、「主任技術者」、「監理技術者」の該当する方を記入すること。
- 4 在籍証明または在籍の確認ができるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 5 工事経験を証明するものとして、(財)日本建設情報総合センターの「工事情報システム(CORINS)」による竣工時工事カルテの写しを添付すること。また、竣工時工事カルテを添付することができない場合には、契約書の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

競争入札参加資格審査通知書

年 月 日

様

砥部町長

先に申請のあった
次のとおり通知いたします。

工事にかかる入札参加資格について審査いたしました結果、

資 格 有 ・ 無

資格が無い場合の理由

質 疑 応 答 書

年 月 日

砥部町長

様

住 所

会 社 名

代 表 者

電 話 番 号

印

このことについて、下記のとおり質問します。

(工事名)

工事

質問事項

回 答